

学校法人新潟工科大学寄附行為

平成 7. 1. 10（平成 6. 12. 15）制定

第 1 章 総則

（名 称）

第 1 条 この法人は、学校法人新潟工科大学と称する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、事務所を新潟県柏崎市大字藤橋 1719 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うとともに、ものづくりの視点を重視した工学教育を通じて、未知の分野に果敢に挑戦する創造性豊かな人材を育成し、我が国の学術研究の振興と地域社会の産業・経済・学術文化の発展に寄与することを目的とする。

（設置する学校）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

新潟工科大学 大学院 工学研究科
工学部 工学科

第 3 章 役員、理事会及び顧問

（役 員）

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上 10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち 1 人を理事長とし、理事会の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち 1 人を常務理事とし、理事会の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

4 私立学校法第 37 条第 3 項に定める代表業務執行理事は、常務理事をもってこれに充てる。

5 監事のうち 1 人を常勤監事とすることができる。なお、常勤監事の選任及び解任は、監事の過半数の合意をもって行うものとする。

(理事選任機関)

第6条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関は、全ての評議員をもって組織する。

3 理事長は、監事から理事選任機関の招集を請求された場合には、これを招集しなければならない。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学長であり、評議員会において選任した者

(2) 事務局長であり、評議員会において選任した者

(3) 第1号及び第2号に掲げる者のほか、評議員会において選任した者

5人以上8人以内

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学長又は事務局長の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 理事の選任にあたっては、私立学校法第31条に掲げる資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の選任)

第8条 監事は、評議員会の議決により選任する。

2 前項の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事の選任にあたっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に掲げる資格に関する要件を遵守しなければならない。

(役員任期)

第9条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終年度の決算及び事業の実績の報告に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第10条 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第 11 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員が前項各号のいずれかに該当し、役員の職務の執行に関して、不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員の解任を求める旨の議事が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議事が否決された日から 30 日以内に、訴えをもって当該役員の解任を請求することができる。

3 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第 12 条 理事は、監事の選任に関する議事を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対して監事の選任を評議員会の会議の目的とすること、又は監事の選任に関する議事を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。

5 理事は、前項の者に対して同項の評議員会の開催場所及び日時を通知しなければならない。

(理事長の職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、3月に1回以上、職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の代表権の制限)

第 14 条 理事長は、この法人の全ての業務について、この法人を代表する。

2 常務理事は、新潟工科大学の業務について、この法人を代表する。

3 理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(常務理事の職務)

第 15 条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の日常業務を行う。

2 常務理事は、3月に1回以上、職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(理事長職務の代理等)

第 16 条 理事長に事故があるときは、常務理事がその職務を行う。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣及び理事会並びに評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も同様とする。
- 3 前項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、評議員に対して、理事会において定めた会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により、会議の 7 日前までに通知しなければならない。
- 4 監事は、報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求することができる。
- 5 監事は、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査を行うことができる。
- 6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 7 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議事、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 8 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対して、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 18 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 2 週間以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により、会議の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 7 理事長が第 4 項の規定により、請求のあった日から 5 日以内に理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事が理事会を招集することができる。
- 8 第 16 条及び前条第 2 項並びに第 7 項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選による。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決するところによる。
- 12 理事会の議事のうち、寄附行為の変更については、議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2 以上の議決により、これを行うものとする。
- 13 理事会の議事のうち、次の各号に掲げる事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを行うものとする。
 - (1) 合併
 - (2) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に掲げる事由による解散
- 14 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 19 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 20 条 議長は、理事会の開催場所（当該場所に存しない理事及び監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項等について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、あらかじめ議長が指名した出席理事 2 人及び出席監事が署名し、理事会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 3 出席理事及び出席監事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申出に基づいて、次の会議にはかって、議長がこれを確認しなければならない。
- 4 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(顧問)

第21条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ理事長に助言し、又は理事会に出席して意見を述べるることができる。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第22条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、11人以上17人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 4 評議員会は、理事長が招集する。
- 5 評議員会には、理事長、常務理事及び監事が出席し、評議員から特定の事項に対する説明を求められた場合は、当該事項について必要な説明を行わなければならない。
- 6 理事長は、評議員総数の10分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、これを招集しなければならない。
- 7 評議員総数の10分の1以上の評議員は、理事長に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを会議の30日前までに請求することができる。
- 8 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、理事会において定めた会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により、会議の7日前までに通知しなければならない。
- 9 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 10 理事長が第6項の規定により、請求のあった日から30日以内に評議員会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した評議員が文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 11 前項の評議員は、その全員の協議により、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を定め、他の評議員に対して書面により、会議の7日前までに通知しなければならない。
- 12 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 13 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 14 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員の過半数で決するところによる。

15 評議員会の議事のうち、次の各号に掲げる事項については、出席評議員数の3分の2以上の議決により、これを行うものとする。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に掲げる損害賠償責任の一部免除

16 評議員会の議事のうち、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対して賠償する責任を免除する議決は、出席した評議員の全員一致をもって、これを行うものとする。

17 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 第20条第1項、第2項及び第3項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「理事会」とあるのは「評議員会」と、同条第1項、第2項及び第3項中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(6) 寄附金品の募集に関する事項

(7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 次の各号に掲げる事項については、評議員会の議決により、これを行うものとする。

(1) 寄附行為の変更

(2) 合併

(3) 私立学校法第109条第1項第1号に掲げる事由による解散

(評議員会の意見具申等)

第25条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員会による理事の行為の差止め等の求め)

第26条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為

によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対して、第 17 条第 8 項の請求を行うことを求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があつた後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対して、当該行為をやめることを請求することができる。
- 3 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠つたことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対して、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

（評議員の選任）

第 27 条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- (1) 副学長
 - (2) この法人の職員 2 人
 - (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者 1 人以上 4 人以内
 - (4) 学識経験者 7 人以上 10 人以内
- 2 前項第 1 号及び第 2 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
 - 3 第 1 項の選任にあたっては、年齢、性別及び職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
 - 4 評議員の選任にあたっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（評議員の任期）

第 28 条 評議員（前条第 1 項第 1 号に掲げる評議員を除く。）の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち、最終年度の決算及び事業の実績の報告に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第 29 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (3) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第30条 理事長は、法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について、理事会と評議員会の決議が異なる場合には、更に審議を尽くすため、当該事項を会議の目的として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第31条 この法人に、会計監査人2人を置く。

(会計監査人の選任)

第32条 会計監査人は、評議員会の議決により選任する。

(会計監査人の任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち、最終年度の決算及び事業の実績の報告に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その評議員会において別段の議決がされなかったときは、再任されたものとみなす。

2 監事は、会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の解任)

第34条 会計監査人が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当すると認められ、緊急を要するときは、評議員会の開催を待たずに、監事全員の合意によって当該会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第 35 条 監事は、評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議事を監事の過半数の合意により、これを決定するものとする。

- 2 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 4 理事長は、前項の者に対して招集する評議員会の開催場所及び日時を通知しなければならない。

(会計監査人の職務等)

第 36 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うために必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査を行うことができる。

第 7 章 資産及び会計

(資 産)

第 37 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運

用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 39 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 40 条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な金融機関に預貯金若しくは信託し、又は確実な有価証券を購入して理事長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第 41 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産及び運用財産の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 42 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 43 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 44 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において議決しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 45 条 この法人の決算及び事業報告は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第1号から第3号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 財産目録

(2) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書

(3) 事業報告書及びその附属明細書

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、前項各号の承認を受けた書類の内容を評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第46条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告書、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第47条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書、会計監査報告を作成したとき これらの書類の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員、評議員及び会計監査人の報酬)

第48条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得た上で、理事会において定める。

(責任の免除)

第49条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 理事長は、第1項の決議後、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には、1月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の議決による承認を受けなければならない。

(資産総額の変更登記)

第50条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第51条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 解散及び合併

(解 散)

第52条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第53条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

(合 併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、理事会の議決及び評議員会の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第55条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 10 章 補則

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の設置する学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 57 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則 (平成 7 年 1 月 10 日 (平成 6 年 12 月 15 日) 制定)

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日 (平成 6 年 12 月 21 日) から施行する。
- 2 第 25 条第 1 項第 3 号に規定する評議員については、卒業生が年齢 25 歳に達するまでは、学識経験者又は在校生若しくは卒業生の保護者のうちから理事会において選任する。
- 3 第 39 条の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の会計年度は、設立認可のあった日から、平成 7 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 (理事長)	石田 政雄
理事	阿部 武雄
理事	永井 淳夫
理事	古泉 肇
理事	内田 力
理事	田口 幸廣
理事	津田 禾粒
理事	堀川 徹夫
理事	西川 正純
監事	酒井 敏雄
監事	野崎 正平

附 則 (平成 10 年 5 月 21 日一部改正)

この寄附行為は、文部大臣認可の日 (平成 10 年 12 月 22 日) から施行する。

附 則 (平成 17 年 12 月 13 日一部改正)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日 (平成 18 年 3 月 17 日) から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 25 日一部改正)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日 (平成 19 年 3 月 26 日) から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 26 日一部改正)

この寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 27 日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 20 年 1 月 16 日）から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 16 日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 22 年 6 月 2 日）から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日一部改正）

この寄附行為は、平成 24 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 11 日一部改正）

この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 22 日一部改正）

この寄附行為は、令和元年 5 月 22 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 22 日一部改正）

令和 2 年 2 月 18 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 29 日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和 3 年 11 月 30 日）から施行する。

附 則（令和 5 年 11 月 30 日一部改正）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 6 年 2 月 15 日）から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 29 日一部改正）

- 1 令和 6 年 10 月 18 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、附則第 2 項は令和 7 年 3 月 31 日から、会計監査人に関する規定は令和 7 年 5 月の評議員会の終結の時から、それぞれ施行する。
- 2 令和 7 年 3 月 31 日に在任する役員又は評議員であつて、令和 7 年 5 月の評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和 7 年 5 月の評議員会の終結の時まで伸長する。